

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 902 596">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="572 1297 854 1331"><u>2022年11月26日</u></p> <p data-bbox="572 1444 854 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1774 562 2148 596">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1819 1297 2101 1331"><u>2023年1月1日</u></p> <p data-bbox="1819 1444 2101 1478">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧						新						備 考 (変更理由)																																		
<p>別 記</p> <p>1 光電話サービスの提供区域等</p> <p>(1) 光電話サービスの提供区域</p> <p>光電話サービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。また提供区域名は、各市町村の区域の略称とします。各提供区域における提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村の区域</th> <th>提供区域名</th> <th>提携事業者</th> <th>特定協定事業者</th> <th>初期提供開始日の引継ぎ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">愛媛県</td> <td>松山市</td> <td>ピカラ (愛媛)</td> <td>株式会社 愛媛CATV</td> <td>—</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>松山市 (旧北条市地区、平井町、北梅本町)、東温市、伊予郡 (松前町、砥部町)</td> <td>ピカラ愛媛CATV</td> <td>—</td> <td>株式会社 愛媛CATV</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>						地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ		愛媛県	松山市	ピカラ (愛媛)	株式会社 愛媛CATV	—	可	松山市 (旧北条市地区、平井町、北梅本町)、東温市、伊予郡 (松前町、砥部町)	ピカラ愛媛CATV	—	株式会社 愛媛CATV	可	<p>別 記</p> <p>1 光電話サービスの提供区域等</p> <p>(1) 光電話サービスの提供区域</p> <p>光電話サービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。また提供区域名は、各市町村の区域の略称とします。各提供区域における提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村の区域</th> <th>提供区域名</th> <th>提携事業者</th> <th>特定協定事業者</th> <th>初期提供開始日の引継ぎ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">愛媛県</td> <td>松山市、伊予市</td> <td>ピカラ (愛媛)</td> <td>株式会社 愛媛CATV</td> <td>—</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>松山市 (旧北条市地区、平井町、北梅本町)、東温市、伊予郡 (松前町、砥部町)</td> <td>ピカラ愛媛CATV</td> <td>—</td> <td>株式会社 愛媛CATV</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>						地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ	愛媛県	松山市、伊予市	ピカラ (愛媛)	株式会社 愛媛CATV	—	可	松山市 (旧北条市地区、平井町、北梅本町)、東温市、伊予郡 (松前町、砥部町)	ピカラ愛媛CATV	—	株式会社 愛媛CATV	可
地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ																																									
愛媛県	松山市	ピカラ (愛媛)	株式会社 愛媛CATV	—	可																																									
	松山市 (旧北条市地区、平井町、北梅本町)、東温市、伊予郡 (松前町、砥部町)	ピカラ愛媛CATV	—	株式会社 愛媛CATV	可																																									
地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ																																									
愛媛県	松山市、伊予市	ピカラ (愛媛)	株式会社 愛媛CATV	—	可																																									
	松山市 (旧北条市地区、平井町、北梅本町)、東温市、伊予郡 (松前町、砥部町)	ピカラ愛媛CATV	—	株式会社 愛媛CATV	可																																									

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この約款は、2023年1月1日から適用します。ただし、別記1(1)の市町村の区域伊予市における光電話サービスの提供開始は、2023年9月1日以降とします。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p><u>(特例措置)</u></p> <p>3 光電話サービス契約を締結した光電話サービス契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。</p> <p>4 3の特例措置は次のとおりとし、実施期間は、2023年1月1日から2023年3月31日までとします。</p> <p>(1) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合に限る)に伴う番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>(2) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービスの提供を開始している契約者が申込した場合に限る)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。(ただし、提供区域がピカラCVC、ピカラMCB、ピカラ東かがわ、ピカラUCAT、ピカラ(宇和島市)、ピカラ西予、ピカラ八西、ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、ピカラてれびあなん[エリア区分(1)]、ピカラ香南、ピカラswanに限る)</p> <p>(3) コース4に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ(愛媛)、ピカラ愛媛CATV、ピカラ鳴門を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>(4) コース7およびコース8に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>(5) コース9に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ中土佐を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>(6) 別記1(1)の提供区域名ピカラ香南において、光ネットサービスを同時に利用し、かつ「番号通知リクエスト機能」「迷惑電話撃退機能」を契約している光電話サービス契約者の利用料金については、光電話サービスの付加機能使用料から1ヶ月あたり200円を減額します。</p> <p>(7) 別記1(1)の提供区域名ピカラCVC[エリア区分(2)]において、光電話サービスの提供を開始している契約者が、光電話の回線および番号追加の申込みをした場合、交換機設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。</p> <p>(1) 現在の光電話サービス契約者が、既に締結している光電話サービス契約(この条文において「従来の光電話サービス契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物(以下この条文において「同一利用場所」といいます。)で新たに光電話サービス申込みを行い、かつ当該新たに締結した光電話契約の成立以降12ヶ月以内に従来の光電話サービス契約を解除した場合。</p> <p>(2) 光電話サービス契約者が、光電話サービス契約を解除したのち、当該解除をした日から6ヶ月を経過しない間に、同一利用場所での利用を目的に新たに光電話サービス申込みを行った場合。</p>	